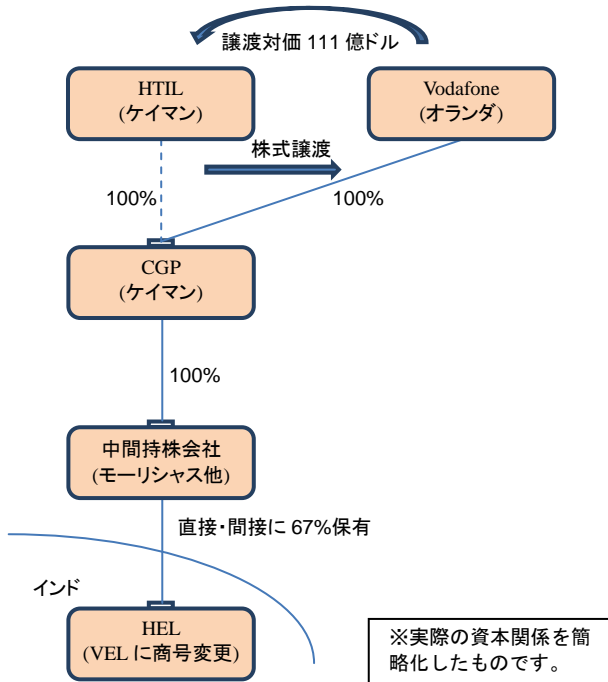


Vodafone 事件インド最高裁判決と
その後の法改正の動向と影響

I. Vodafone 事件について

1. 事案の概要

インド法人の株式を、インドに恒久的施設を有しない外国法人が譲渡した場合でも、譲渡により生じたキャピタルゲインについて譲渡人はインドでの課税に服し、譲受人は譲渡対価について源泉徴収義務が課されます。かかるインドでのキャピタルゲイン課税に対処するため、インド法人の株式を保有する中間持株会社を外国に設置し、当該中間持株会社の株式を譲渡するというストラクチャーが実務上利用されることがあります。本件は、このようなストラクチャーに係るインドにおける課税が適法であるか否か(譲受人に株式譲渡代金について源泉徴収義務が認められるか否か)という点が問題となった事案です。



本件では、Hutchison Telecommunications International Limited (以下「HTIL」といいます。)が、中間持株会社たるケイマン法人 CGP Investments (Holdings) Limited (以下「CGP」といいます。)を経由して間接的に保有するインド法人 Hutchison Essar Limited (以下「HEL」といいます。)を通じて、インドにおいて携帯電話事業を展開していたところ、当該事業を Vodafone International Holdings BV (以下「Vodafone」といいます。)に売却するにあたり、HEL 株式会社ではなく、CGP 株式が譲渡されました(以下「本件取引」といいます。)

これに対してインド課税当局は、CGP 株式の譲渡により生じたキャピタルゲインはインドの課税に服し、Vodafone に譲渡対価約 111 億ドルをベースにした源泉徴収義務があると主張し、約 26 億ドルの源泉税を納付すべきとの課税処分を行いました。

かかる課税処分に対して Vodafone は税務訴訟を提起したものの、原審のボンベイ(ムンバイ)高等裁判所は 2010 年 9 月 8 日、インド課税当局の主張を認める判決を下したため、Vodafone がインド最高裁判所 (以下「インド最高裁」といいます。)に上訴しました。

2. インド課税当局の主張

インド最高裁において、インド課税当局は下記のように述べ、Vodafone が行った取引は租税回避行為にあたる主張しました。

- (i) 本件取引の目的は、Vodafone がインドにおける携帯電話事業に参入するため、HEL 等に対する支配権を獲得することにあつた。
- (ii) にもかかわらず、Vodafone が、HEL の保有する当該携帯電話事業そのものや HEL 株式を譲渡するのではなく、HEL 株式を間接的に保有する CGP 株式を譲渡するという方法を採用したのは、外国法人間における外国法人株式の譲渡という取引方法にすることで、インドにおけるキャピタルゲイン課税を免れることにあつた。このような目的で選択された本件取引は租

本ニューズレターの執筆者



きたむら みちと
北村 導人
パートナー
弁護士



うねき としのり
采木 俊憲
アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

税回避行為にあたり、契約当事者の採用した形式を尊重して課税関係を判断するのは適当でない。

- (iii) 本件は、税務上はインドに所在する資産が譲渡されたものと見るべきであり、キャピタルゲインが生じるから、資産の譲渡代金を支払う Vodafone には源泉徴収義務が生じると解すべきである。

3. インド最高裁の判断

これに対してインド最高裁は 2012 年 1 月 20 日、次のように述べ、Vodafone の主張を認める逆転勝訴判決（以下「本件インド最高裁判決」といいます。）を下しました。

- (i) 海外事業体を用いた持株会社ストラクチャーに関する基本的考え方

取引の法的性質はその取引全体を観察して判断すべきであるし、法律の枠内で行われたタックスプランニングは否認すべきではない（ただし、当事者が選択した取引に事業目的が認められない場合や、人為的な租税回避・仮装取引が行われた場合は異なる。）。海外事業体を用いた持株会社ストラクチャーにおいても、それが虚偽若しくは租税回避にあたる場合又は租税回避以外の事業目的が認められない場合を除き、その親子会社は、あくまでも会社法上・税務上、別々の法人格を有するものとして扱われる。

法的性質を決定するために取引全体を観察するにあたっては、判断の具体的要素として、(a)投資による参加の意義、(b)ストラクチャーの存続期間、(c)インドにおける実際の事業継続期間、(d)当該事業継続期間におけるインドでの課税所得発生の有無、(e)株式譲渡の時期、(f)当該株式譲渡後の当該事業の継続の有無等を検討する必要がある。

- (ii) 事業目的(business purpose)の有無等

インド最高裁は、上記(a)乃至(f)を検討した上で、①多階層企業グループの上位会社株式を取得することは方法として適切である、本件では②HEL の資産や株式を譲渡するとインドにおける許認可や法的規制上の問題が生じた可能性がある、③CGP 等が HEL に対して貸付金等を有しており、CGP 株式を譲渡した方が事業の円滑な承継が図れたといえる、等を指摘し、本件取引には事業目的があると認め、キャピタルゲイン課税を回避するための形式に過ぎないとの見方を採用しませんでした。

また、インド課税当局が合わせて主張した、CGP 株式とは別に、HEL 株式を追加取得できる引受権やコールオプション、コントロールプレミアムやブランド使用权等で構成される、HEL に関するインドにおける一定の権利や利益が一体的に譲渡されたという法律

構成についても、本件取引は海外事業体を用いた持株会社ストラクチャーをパッケージとして譲渡するものであり、CGP 株式とそれ以外の一定の権利・利益を別々の資産と捉えてそれぞれの課税関係を判断することは適切ではないと判断しました。

- (iii) 「資本資産の移転」(transfer of capital asset)(インド所得税法 9 条 1 項(i))

加えて、インド課税当局が主張した、本件取引は「資本資産の移転」(インド所得税法 9 条 1 項(i)参照)として課税が生じるという法的構成についても、インド最高裁は安易な拡大解釈を戒め、同条項の「移転」(transfer)について特別な文言がない以上は間接移転を含むと解釈できないとして、「資本資産の移転」に該当しないと判断しました。

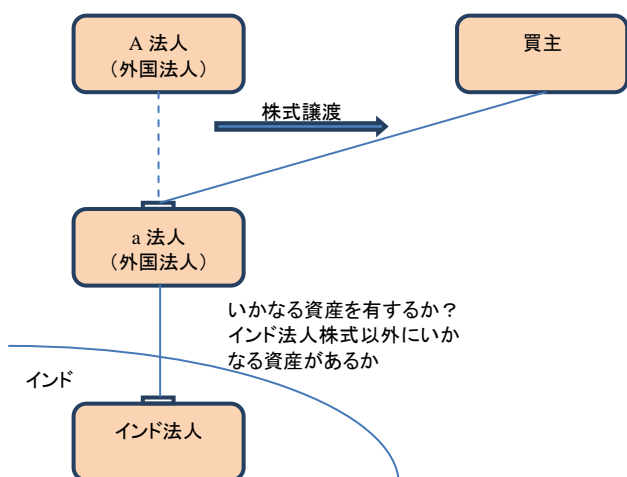
これらの判示は客観的に見て一定の合理性があり、本件インド最高裁判決は、ビジネス界からも十分受け入れ可能なものであったといえます。

II. 本件インド最高裁判決以後の動き

本件インド最高裁判決に対して、インド政府と議会は、本件取引と同種の取引についても課税を可能にするよう、課税強化となる税制改正を進めました。具体的にはインド所得税法を改正し(2012 年 5 月に成立)、以下のとおり所得税法の条文解釈を示す Explanation を追加しました。

- (i) 所得税法 2 条 14 項所定の「資本資産」はインド会社に対する支配権等を含む。
- (ii) 同法 2 条 47 項所定の「移転」は外国法人株式の移転により生じたインド会社の資産その他持分の間接的な処分等も含む。
- (iii) 同法 9 条 1 項(i)に関連して、外国法人株式の価値が実質的にインド所在資産に由来する場合、当該株式はインド所在の資本資産とみなされる。

これを本件取引にあてはめると、例えば CGP が単なる SPC であってその資産の価値の大半が間接保有する HEL 株式等に由来する場合、CGP 株式の価値は実質的にインド所在資産に由来するものとして、CGP 株式の譲渡により生じたキャピタルゲインであってもインドの課税権に服する(譲受人は対価の支払にあたり源泉徴収義務に服する)可能性が生じることになります。



ここで注意すべきは、各 Explanation は、従来の解釈を明らかにしたものとされ、しかもその解釈は所得税法が制定・適用された 1962 年 4 月 1 日から有効に挿入されていたものとみなされる点です。これにより、実質的には改正所得税法が遡及適用されたのと同様の効果が生じることになります。この遡及適用については Vodafone とは別の企業が別事案において憲法訴訟を提起している旨の報道もありますが、現状においては、上記の各 Explanation が有効であることを前提に実務を処理せざるを得ない点に留意が必要です。

III. 租税条約の適用と一般的租税回避否認規定 (General Anti Avoidance Rule)

かかる税制改正によってインドの国内法上は、外国法人たる中間持株会社の株式を譲渡することでキャピタルゲイン課税を回避する方法が一定範囲内で制限されることになりました。

ただし、上記の税制改正後も、租税条約の有無、内容によりますが、その適用によってインドにおけるキャピタルゲイン課税が生じない可能性があります。具体的には、租税条約において、キャピタルゲインについて源泉地国(ここでは株式を譲り受ける法人の居住地国)による課税権を排除する規定が置かれている場合がこれにあたります。

例えば、インド投資の経由地として多く利用されるモーリシャスの法人が中間持株会社としてインド法人株式を保有し、これを譲渡した場合、インド・モーリシャス租税条約 13 条 4 項が株式譲渡について源泉地国課税を排除しているため、これが適用されれば、当該株式譲渡により生じる

キャピタルゲインについて、インドでの課税は行われません。モーリシャス法人の代わりにシンガポール法人を中間持株会社として利用した場合も、同様にインド・シンガポール租税条約 13 条 4 項及び 2005 年 6 月 29 日付議定書 (Annex B)1 条が源泉地国課税を排除しているため、同条約が適用されれば同様の結論になります。

なお、上記の税制改正では、ある取引が商業的実質を欠いたり法の濫用が認められる場合等について否認を認める、一般的租税回避否認規定 (General Anti Avoidance Rule、以下「GAAR」といいます。)も導入されています(ただし、その適用に極めて強い反対があるため適用時期についてはまだ議論中で、予定されていた 2013 年 4 月 1 日から少なくとも 1 年間は延長されるようです。適用のためのガイドラインの作成が先行して進められています。)。具体的には、中間持株会社であるモーリシャス法人に実体がないこと等を理由にして GAAR が適用されると、当該モーリシャス法人はインド所得税法上インド法人と一体であるとみなされ、モーリシャス法人の株式譲渡という形式を無視して、インド法人株式が譲渡されたことを前提にキャピタルゲイン課税が行われる可能性を否定できません(ただし、GAAR 等の国内法規定が租税条約の規定に優先するかは具体的場面において極めて難しい問題となり得ます。)。GAAR が実際に適用される時期は必ずしも明らかではなく、今後もその改正動向を注視する必要があります。

IV. まとめ及び最近の動向

このように Vodafone 事件は、海外事業体を用いた持株会社ストラクチャーについて、最高裁が具体的判断要素を示して事業目的の有無を判断するという合理的基準を示した一方で、直後にこの最高裁判決を全く無視するような税制改正が行われた点(ただし、GAAR については今後も改正動向を注視する必要があります。)で、インドらしい一面が表れた事案とも評価できます。

なお、今回の税制改正後のインド投資では、有利な租税条約の適用を受けるためにモーリシャスやシンガポールの中間持株会社を経由した投資が増えており、特に、中間持株会社に実際に事業を行わせ実体を満たすことが比較的容易なシンガポールが好まれる傾向がみられるという指摘もあります。

以上

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層の確かなサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html> に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
電話：03-5562-8500(代) FAX：03-5561-9711~9714

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2012